

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第51号）（保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課）

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部改正により、旅館業法の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査に係る事務が増加したことを踏まえて、当該審査に係る手数料を次のとおり改定する必要があるため、この条例を制定することとしました。

区	分	単 位	手 数 料	
			改 正 前	改 正 後
旅館業法第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に掲げる施設以外の施設	1 件	円 26,400	円 52,800
	旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に掲げる施設		10,500	21,000

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第51号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表旅館業法の項中「26,400」を「52,800」に、「10,500」を「21,000」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)